

部長及び参事官

殿

所 属 長

地 域 発 第 6 6 号

平成28年 3月15日

30年保存（口訓）

本 部 長

山岳遭難救助指導員運用要綱の制定について（通達甲）

山岳遭難救助指導員の運用に関し「山岳遭難救助指導員に関する運用要綱の制定について（例規）」（平成17年3月4日地域発第110号）を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該指導員の運用に関し別添のとおり「山岳遭難救助指導員運用要綱」を定め、平成28年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

山岳遭難救助指導員運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、山岳遭難救助活動を安全かつ効果的に実施するため、山岳遭難救助の技能及び知識を有する警察官の山岳遭難救助指導員（以下「指導員」という。）への指定及びその運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 指導員の職務

指導員の職務は、次に掲げるとおりとする。

- 1 山岳遭難救助隊に対する訓練指導
- 2 機動隊長及び署長（以下「署長等」という。）からの要請に基づく訓練指導
- 3 山岳遭難事案発生時の指導及び助言並びに捜索救助活動
- 4 県本部地域課（以下「地域課」という。）の主催する会議、研修会、訓練等における指導教養

第3 指定及び解除

1 指定

- (1) 県本部地域課長（以下「地域課長」という。）及び署長は、巡査部長以上の階級にある者であって、次のいずれかに該当し、かつ、指導員としての指導力を有するものを別記第1号様式の山岳遭難救助指導員指定（解除）上申書（以下「上申書」という。）により生活安全部長に上申するものとする。

ア 警察庁等が主催する山岳遭難救助指導者研修会を修了していること。

イ 県内の山岳事情に詳しく、卓越した山岳遭難救助技能等を有すること。

- (2) 生活安全部長は、(1)の上申に基づき審査した上、指導員にふさわしいと認めるときは、指導員に指定するとともに、別記第2号様式の指定（解除）書（以下「指定（解除）書」という。）を交付するものとする。
- (3) 指導員の再指定をする場合は、(1)及び(2)の手続をとるものとする。

2 解除

- (1) 地域課長及び署長は、指導員にその任務遂行に適しない事由が生じた場合又は異動、病気その他の理由により指定を継続することが適当でないと認めた場合は、上申書により、生活安全部長に当該指導員の解除について上申しなければならない。
- (2) 生活安全部長は、(1)の上申に基づき、指導員の指定を解除する必要があると認めるときは、指定（解除）書によりその指定を解除するものとする。

第4 指定期間

指導員の指定期間は、2年とする。ただし、再指定を妨げない。

第5 教養訓練、派遣等

1 教養訓練

地域課長は、山岳遭難救助に関する登山技術及び救助技術の向上を図るため、必要に応じ、山岳救助隊員を招集し、指導員の指導の下、教養訓練を行うものとする。

2 派遣要請及び指揮

署長等は、管内において山岳遭難事案が発生し、多数の遭難者がいる場合、特殊な技術を必要とする場合若しくは管轄する山域を越えて活動する必要がある場合又は署若しくは機動隊において山岳遭難救助技能等の向上のための訓練を行う場合において、指導員の応援を必要とするときは、別記第3号様式の山岳遭難救助指導員派遣要請書により、地域課長を経由して生活安全部長に指導員の派遣を要請するものとする。この場合において、派遣された指導員は、派遣先の署長等の指揮を受けるものとする。

3 報告

山岳遭難救助技能等の向上を図るため、指導員の派遣を受けた署長等は、その結果を別記第4号様式の山岳遭難救助指導員による指導・教養結果報告書により、地域課長を経由して生活安全部長に報告するものとする。

第6 名簿の作成

生活安全部長は、指導員を指定したときは、別記第5号様式の山岳遭難救助指導員名簿を作成するものとする。

(別記様式省略)